安曇野市と国立大学法人信州大学との包括的連携に関する協定書

安曇野市と国立大学法人信州大学は、相互の発展に資するため、資源及び研究成果等の交流を促進し、文化、産業、医療、教育、学術研究等の分野で連携し、協力するため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、安曇野市と国立大学法人信州大学が包括的な連携のもと、文化、産業、医療、教育、学術研究等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条　両者は、次に掲げる事項について連携・協力する。

（１）地域文化の振興に関すること。
（２）地域産業の振興に関すること。
（３）地域医療・福祉に関すること。
（４）教育・人材育成に関すること。
（５）まちづくりに関すること。
（６）自然・環境に関すること。
（７）学術研究に関すること。
（８）その他両者が必要と認める事項。

（連携協議会）

第３条　前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置する。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、平成 29 年４月１日から発効し、３年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

（その他）

第５条　本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、それぞれ署名押印の上、各自１通を保有する。

平成 29 年３月９日

安曇野市長　　国立大学法人信州大学長

宮澤宗弘　　濱田州博